

令和5年度 第2回山形市男女共同参画審議会
会 議 次 第

日 時 令和5年12月15日(金)

午後2時00分～午後3時30分

場 所 山形市男女共同参画センター「ファーラ」

5階 視聴覚室

1 開 会

2 企画調整部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 報 告

(1) 第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」進捗状況について
・令和4年度進捗状況報告 資料1

(2) 「Women's Campus山形」事業実施状況について 資料2

5 その他

6 閉 会

令和5年度 第2回山形市男女共同参画審議会 席次

日時：令和5年12月15日（金） 午後2時～午後3時30分

場所：山形市男女共同参画センター 5階 視聴覚室

柿崎 悦子 会長

議長席

菅野 美由紀 委員

塩野 優子 委員

武田 藍 委員

高橋 あゆみ 委員

武田 喜好 委員

田中 暁 副会長

上條 智広 委員

中嶋 智子 委員

中川 真純 委員

丹野 華子 委員

記者席

傍聴席



副
所
長

部
長

所
長

係
長

事務局

→ 出入口

令和5年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

区分/役職	フリガナ 氏名	職業・所属等	備考
1号委員 (知識経験を有する者)	会長 カザキ エツコ 柿崎 悦子	大学関係者 山形大学ダイバーシティ推進室 准教授 (山形大学ダイバーシティ推進室 副室長)	1期 専門部会委員
	副会長 タカ アキラ 田中 暁	法律関係者 山形県弁護士会所属 弁護士	8期 専門部会委員
	サウ ヨシヤ 佐藤 善哉	報道関係者 山形新聞社 論説委員	1期
	スズキ ハツコ 鈴木 肇子	企業関係者 山形商工会議所議員 トヨタカローラ山形株式会社 代表取締役社長	3期
	カミジ ヨトヒロ 上條 智広	男女共同参画センター登録団体 やまがたイグメン共和国 広報大臣	4期
	ナカジマトモコ 中嶋 智子	Women's Campus山形1期生 株式会社terrace 代表取締役	1期
2号委員 (公募)	ナカガワ マスミ 中川 真純	公募委員	1期
	ナカモリ ユキ 中森 有希	公募委員	1期
3号委員 (関係行政機関及び団体の代表者)	タニノ ハナコ 丹野 華子	山形労働局雇用環境・均等室長	2期 専門部会委員
	カノ ミユキ 菅野 美由紀	山形県福祉相談センター 相談判定主幹(兼)女性相談センター副所長 (兼)相談判断課長	2期
	シノ ユウコ 塩野 優子	山形市女性団体連絡協議会 副会長	2期
	タケダ アイ 武田 藍	連合山形地域協議会 女性委員会委員	1期
	タカハシ アユミ 高橋 あゆみ	山形市PTA連合会 母親委員長	1期
	カガマ マサオ 長沼 政直	山形市中学校長会 山形市立第八中学校長	1期
	タケダ キヨシ 武田 喜好	山形市小学校長会 山形市立西小学校長	3期

◎事務局

<幹事>

企画調整部長

畑口 和久

企画調整部次長(兼)男女共同参画センター所長

高橋 真枝

<書記>

男女共同参画センター 副所長

遠藤 朋宏

男女共同参画センター 参画推進係 係長

五十嵐 葉子

男女共同参画センター 参画推進係 主幹

板垣 隼人

男女共同参画センター 参画推進係 主査

大石 唯

第4次山形市男女共同参画計画
いきいき山形男女共同参画プラン
令和4年度進捗状況報告書

令和5年11月

山形市男女共同参画推進本部

目 次

1	第4次プランの概要	．．．．．P.1
2	第4次プラン体系図	．．．．．P.2
3	第4次プラン 令和4年度実施事務事業及び進捗状況	
(1)	第4次プラン評価指標及び進捗状況	．．．．．P.3
(2)	第4次プラン 令和4年度進捗状況評価	．．．．．P.4
(3)	令和4年度実施事務事業の状況	．．．．．P.16
4	審議会等（法令及び条例に基づく附属機関）の女性委員割合	．．．．．P.28

Ⅰ 第4次プランの概要

(1) 経過

山形市では、「男女共同参画のまち山形」の実現に向け、平成27年に第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、プラン目標に向けた総合的な取組みを進めてまいりました。

しかし、令和元年度に実施した「男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査」において、男女の不平等感や性別による固定的役割分担意識は、前回調査（平成26年）より解消したもののまだまだ根強く残っていることが明らかになりました。

さらに、DVの潜在化やワーク・ライフ・バランスの推進のほか、若年女性の人口流出が顕著となるなど社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

このような状況やこれまでの取組みを踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するために、社会動向の変化や法制度の改正にも対応した第4次「いきいき山形男女共同参画プラン」を令和4年2月に策定しました。

(2) 期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5ヶ年間としています。

(3) 計画の体系

この計画の目的である「男女共同参画のまち山形」の実現するために、7つの基本理念を掲げ、その下に、大きな目標として3つの基本目標を掲げます。次に、基本目標の達成に向けた目標として基本方針を、また、取り組むべき内容を、施策の方向として位置付けます。そして、その下に、個別の具体的な取組みとして具体的施策として位置付けます。

(4) 対象事務事業

計画の対象となる事務事業は、「男女共同参画のまち山形」の実現に寄与すると考えられるもので、令和8年度までに具体的施策の達成に向けて担当課等で主体的に実施することができる事業を示しています。

(5) 評価指標

計画の進捗状況を見るために、基本目標ごとに数値で表すことのできる19項目の評価指標を定め、令和8年度までの数値目標を掲げています。

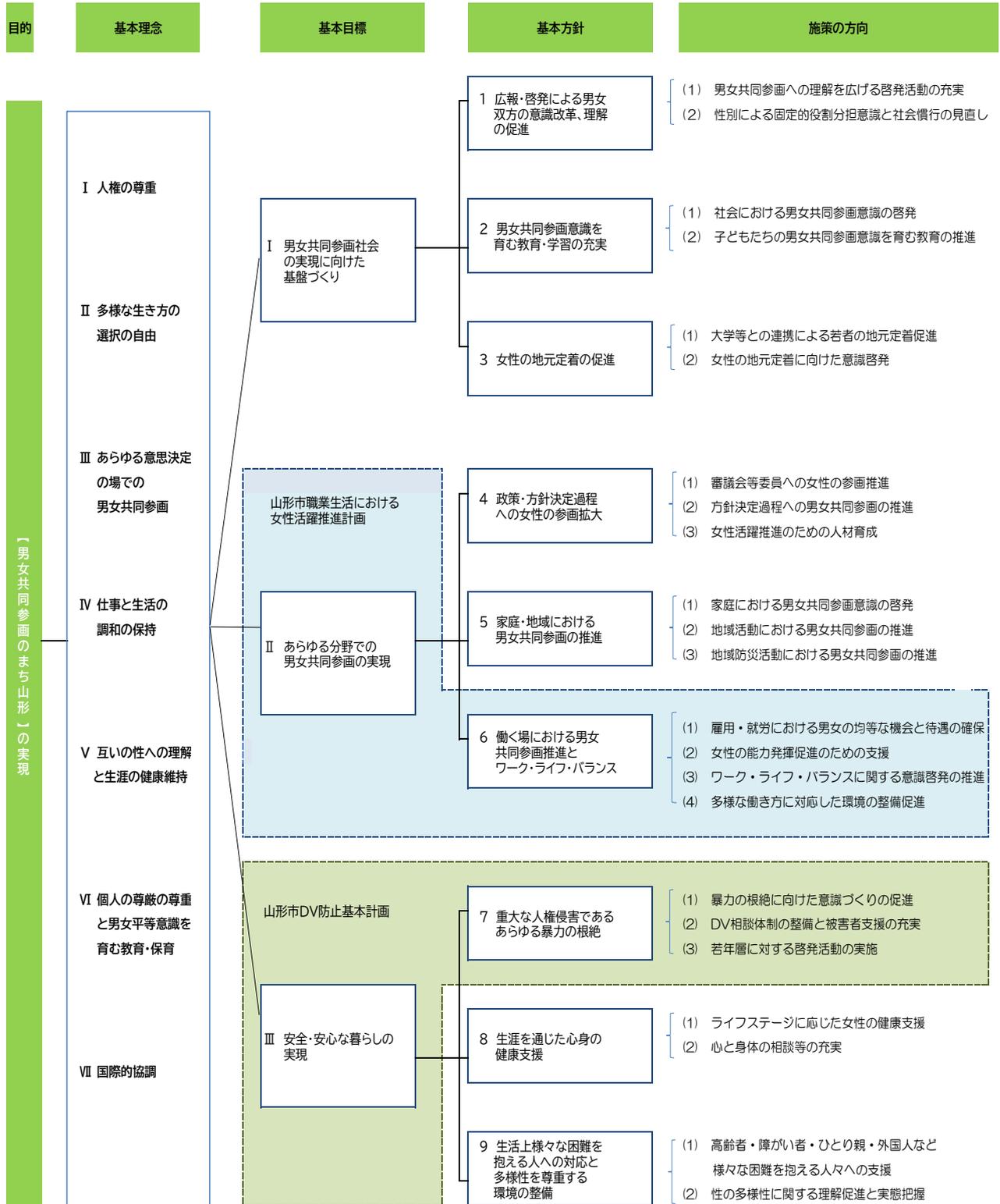
(6) 計画の進行管理

計画に掲げる事務事業については、全庁的に取り組むものとしします。

なお、計画の着実な推進のために緊急又は新たな対応が必要になった場合には、計画に掲載されていない事業であってもすみやかに着手するとともに、計画への追加を行います。

また、計画の進捗状況については、山形市男女共同参画推進条例第10条の規定により、山形市男女共同参画推進本部において年1回全庁的な調査を実施して評価を行い、山形市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表します。

2 第4次プラン体系図



3 - (1) 第4次プラン評価指標及び進捗状況

基本目標		指標名	プラン策定時の状況		令和4年度 数値	目標値 令和8年度
			年度	数値		
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	R元	16.6%		25%
	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	R元	77.7%		50%
	3	男女共同参画センター会議室等利用率	R元	63.4%	36.7%	65%
	4	男女共同参画学習資料を活用した学級の割合	R2	98.1%	100.0%	100%
	5	県外から市への女性転入者数－市から県外への女性転出者数	R2	－321人	－572人	0人
基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	6	市の審議会等委員に占める女性委員の割合（うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合）	R2	30.0% (35.3%)	27.0% (32.9%)	40% (50%)
	7	女性人材バンク登録者数	R2	75人	78人	100人
	8	女性人材バンク年間活用件数（※1）	R元	73件	49件	100件
	9	市における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R3	19.5%	18.1%	30%
	10	市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	R元	12.6%		21%
	11	山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	R2	5人	19人	11人
	12	市内事業所における男性の育児休業取得率	R元	20.9%		30%
	13	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	R元	69.6%		50%
	14	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数（※2）	R2	4回	4回	4回
	-	男性の1日平均家事時間0分の割合（モニタリング指標※3）	R元	3.6%		
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	15	DV相談窓口を知っている人の割合	R元	73.8%		80%
	16	DV被害を相談した人の割合（※4）	R元	20.7%		50%
	17	小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数（※2）	R2	4校	5校	5校
	18	健康講座の実施回数（※2）	R2	4回	4回	4回
	19	市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	R3	62.1%	93.1%	100%
	-	山形市におけるDV相談件数（モニタリング指標※5）	R2	320件	307件	

※1 算出式 審議会への活用件数 + 委員会等への活用件数 + 講師等への活用件数

※2 男女共同参画センターが実施する講座の回数

※3 第3次プランで目標達成したため、数値目標は設定しないが、状況把握のためモニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 - 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 - 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談受付件数の増減が、必ずしもDV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

3 - (2) 第4次プラン 令和4年度進捗状況評価

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

これまで、男女共同参画を推進する様々な取組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的な性別役割分担やそれに基づく社会的な制度や慣習は依然として根強く残っています。市が令和元年度に実施した意識調査においては、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した人の割合は72.4%である一方、「平等」と回答した人の割合は16.6%に過ぎません。

背景には、働き方・暮らし方の根底に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。このような意識や固定観念は幼少のころから長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在するため、子どもをはじめ様々な世代で男女双方の意識を変えていく取組みが必要です。

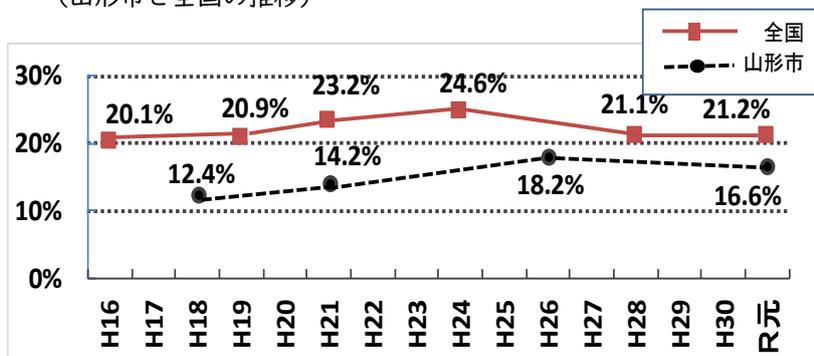
指標Ⅰ 社会全体で男女平等と思う人の割合	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	16.6%	—	25%	—

説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、社会全体での男女の立場をどのように感じているかという設問に対し、「平等」と回答した方の割合

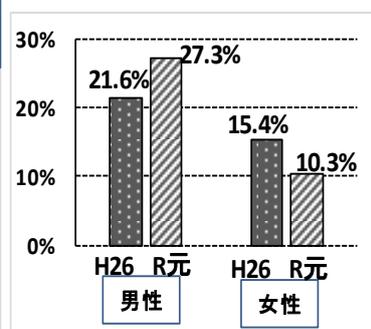
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた \：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

【参考：「社会全体で男女平等と思う人の割合」】

(山形市と全国の推移)



(山形市男女別)



資料：山形市…「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査（令和元年度）」

全国…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」

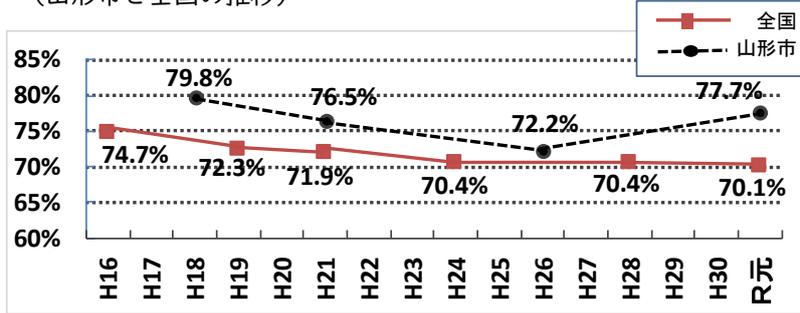
指標2 社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	77.7%	—	50%	—

説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、社会通念や慣習・しきたりで男女の立場をどう感じているかという設問に対し、男性の方が優遇されていると回答した方の割合

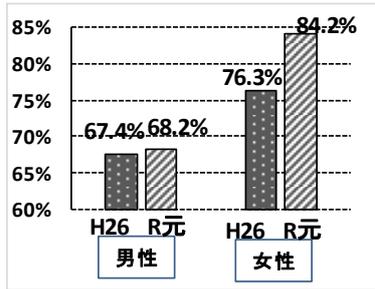
(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた \：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

【参考：「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合」】

(山形市と全国の推移)



(山形市男女別)



資料：山形市…「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査（令和元年度）」

全国…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」

評価

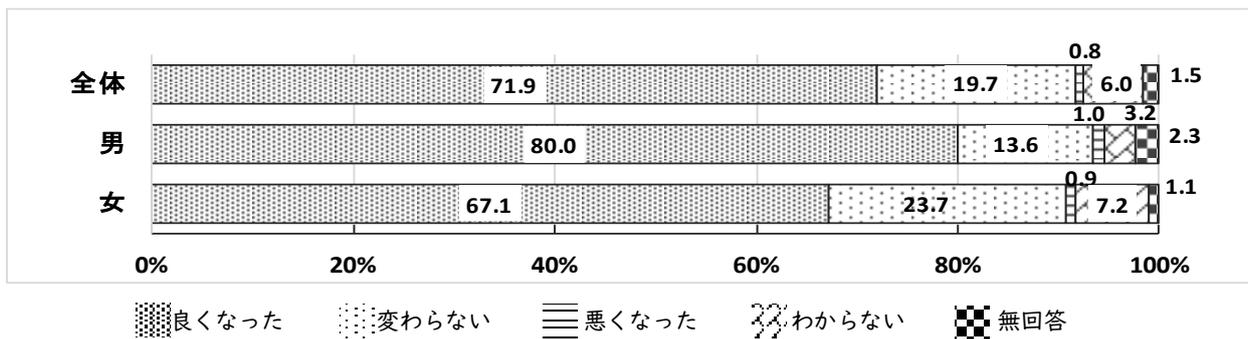
この指標は令和元年度「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」結果による数値を現状値としており、次回調査（令和7年度）結果の数値との対比となります。

指標1「社会全体で男女平等と感じている人の割合」は、前回（平成26年度）調査の18.2%から減少しました。また、指標2「社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じている人の割合」については、前回調査の72.2%から増加しました。

その一方で、「この10年間で女性の社会的な立場は良くなった」と答えた人は7割を超えており、平等と思う人の割合の低下や男性優遇と感じる人の割合の増加は、男女共同参画に関する取組が進み、市民の意識が高まっているからこそ、現状に対する要求水準が上昇した結果だと思われます。

なお、指標1において「平等」と答えた人の割合が男性27.3%、女性10.3%と差が17ポイントあり、指標2で「男性優遇」と答えた人の割合が男性68.2%、女性84.2%と差が16ポイントと感じ方に大きな差があり、今後の取組にどのように反映させるか検討する必要があります。

【参考：「この10年間で女性の社会的な立場は良くなったか」】



資料：「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査（令和元年度）」

指標3 男女共同参画センター会議室等 利用率	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	63.4%	36.7%	65%	↓
説明：男女共同参画センター利用者のうち、会議や研修等利用による会議室等の稼働率				

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↓：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない -：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止による利用制限等により、利用率が低くなっております。
(参考：平成30年度68.0% 令和元年度63.4%)
男女共同参画センターをより多くの方に利用していただけるよう周知を図ってまいります。

指標4 男女共同参画学習資料を活用し た学級の割合	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	98.1%	100%	100%	○
説明：小学2、4、6年生を対象とした男女共同参画学習資料「きらり かがやいて」を活用した学級の割合				

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↓：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない -：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

小学校における男女共同参画を啓発するため、市内37の小学校へ配布し、道徳等の授業のほか、家庭での活用の促進を図りました。
活用状況について、令和4年12月に各校へアンケートを行った結果、該当するすべての学級で活用していただきました。

【参考：令和4年度「きらり かがやいて」発行部数及び活用状況】

対象学年	発行部数	活用状況・割合
2学年	2,400部	37校中 37校 (100%)
4学年	2,500部	37校中 36校 (100%)
6学年	2,550部	36校中 36校 (100%)

※該当学年がない学校は、活用校数に含めない。

指標5 県外から市への女性転入者数－ 市から県外への女性転出者数	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	－321人	－572人	0人	↓

説明：山形市へ転入された女性と山形市から転出した女性の差
マイナスであれば、山形市から県外へ転出されている女性が多いことになる。

(達成状況) ○：目標値達成 ㄦ：計画時より目標値に近づいた ㄨ：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない ー：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

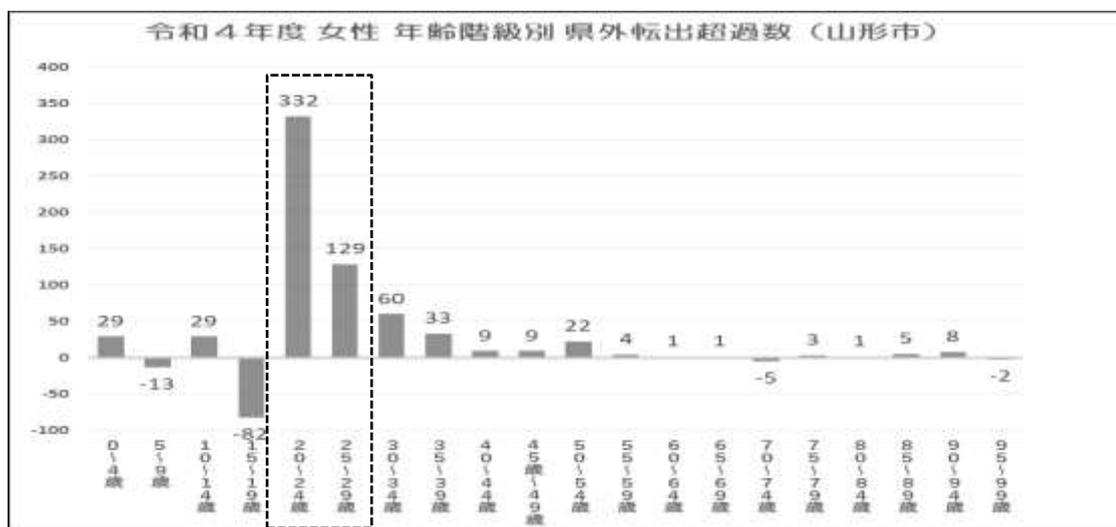
男性・女性ともにコロナ禍の影響で、令和2年度、3年度は地元を離れない若者や思うように就職活動ができない学生が多かったと考えられますが、令和4年度はオンラインでの就職活動なども定着し、首都圏等県外の企業に就職する若者が増えたと思われます。

さらに、令和4年度から大学などで少しずつ対面の授業も増え、県外に進学した若者が実家でのオンライン授業から、自宅を離れ、県外の大学に通学をはじめたケースも多かったと推測されます。

また、県社会的移動人口調査調査票によると女性の転出者のうち、20歳から29歳までの転出の割合が多い傾向があります。これにはさまざまな理由が考えられますが、進学などで一度転出した女性は地元に戻らず、首都圏等で就職するケースが多いことと、山形市内の大学に通っていても就職先は県外を選ぶ学生が多いことが考えられます。(公財)東北活性化研究センターが令和2年度に実施した「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」によると、若年女性が東京圏を選ぶ理由の第一位が「やりたい仕事、やりがいのある仕事が地方では見つからない」というものでした。

今後は市内企業の魅力を伝える取組みと併せて、若年女性にとって働きやすい、働きがいがある職場づくり、さらに住みやすい、そして活躍できる場の提供に向けて、さまざまな施策が必要になってきます。

【参考資料】



基本目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

市民生活に深いかかわりをもつ市政や政策・方針の意思決定の場へ男女がともに参画し、その意見が十分反映されることは、「男女共同参画のまち山形」を実現する基盤となります。

また、男女を問わず幅広い年代及び多様な人材の能力を活用し、多様な価値観や発想を取り入れることは、女性の活躍を推進するだけにとどまらず、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

そうした観点から、家庭や地域、そして働く場など、あらゆる分野で男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する意識啓発を推進します。

指標6 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 (うち行政機関等の充て職を除いた女性委員の割合)	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	30.0% (35.3%)	27.0% (32.9%)	40% (50%)	↓
説明：山形市が設置した審議会等（地方自治法第202条の3による附属機関）における女性委員の割合				

(達成状況) ○：目標値達成 ▲：計画時より目標値に近づいた ▼：計画時より目標値から遠ざかった

→：計画時と変わらず目標値に達していない ←：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

令和3年度において、現状値より低下した（29.8%）ことから、令和4年12月15日付山形市男女共同参画推進本部本部長名で「山形市男女共同参画推進本部決定事項」として、女性参画推進の取組をさらに推し進めていくため、女性の委員選任に関する「チェックシート」を活用してもらい、必要に応じて担当課にヒアリングを行うこととしました。

数値の改善はもとより、目標達成できるように改選時期に合わせ、女性委員の選任について担当課に対し周知を継続してまいります。

【参考：審議会等における女性委員割合】

		審議会数 (計)	委員総数 (人)	女性委員割合 (%)
国	R4.9.30現在	131	1,925	43.0
都道府県	原則として	1,804	40,024	34.0
市町村 (政令指定都市含む)	R4.4.1現在	43,643	591,919	28.0
山形県	R4.3.31現在	66	974	40.0

資料：国・・・内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

都道府県等・・・内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

指標7 女性人材バンク登録者数	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	75人	78人	100人	↗

説明：「山形市女性人材バンク」は、庁内各課、国・県等向けに審議会等の委員や研修の講師等としてふさわしい女性人材の情報整備を図るため平成11年に設置。3年ごとに登録者の更新を行っている。

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない -：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

市主催講座の講師を引き受けていただいた方など、広く庁内から女性人材の情報を募ったことにより、微増となりました。

引き続き、女性人材育成事業への参加者や庁内への周知を行うなどし、更なる登録者の増加に努めてまいります。

指標8 女性人材バンク年間活用件数	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	73件	49件	100件	↘

説明：「女性人材バンク」の登録者を審議会等委員や主催事業の講師等で活用した件数
 ※算出式：審議会への活用件数＋委員会等への活用件数＋講師等への活用件数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない -：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講座や講演会開催を中止する課等が多かったため、著しく減少した。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、講座開催が大幅に減少したとみられ、女性人材バンクの活用件数が大幅に減少しております。

活用の内訳については、山形市の審議会・委員会等の委員38人、講座講師等が11人でした。引き続き、女性人材バンクの活用を促す周知を行い、活用件数を増やす取り組みを行ってまいります。

指標9 市における女性管理職の割合 (課長相当職以上)	プラン策定時 (令和3年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	19.5%	18.1%	30%	↘

説明：山形市役所における課長相当職以上の管理職のうち、女性の管理職の割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない -：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

性別にかかわらず公正な評価・登用を行いました。第3期あったか家族応援プログラムにおける目標値である30%には届きませんでした。

引き続き、性別にかかわらず公正な評価に努めるとともに、女性職員向けに女性活躍推進研修を実施し、監督・管理職として活躍できるよう準備も行ってまいります。

指標10 市内事業所における女性管理職の割合（課長相当職以上）	プラン策定時 （令和元年度）	令和4年度 数値	目標値 （令和8年度）	達成 状況
	12.6%	—	21%	—
説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」において、部長相当職及び課長相当職の役職に就いている女性の割合				

（達成状況）○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた △：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

この指標は令和元年度「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」結果による数値を現状値としており、次回調査（令和7年度）結果の数値との対比となります。

【参考：事業所管理職に占める女性の割合】

	管理職		計	係長相当職 （参考値）
	部長相当職	課長相当職		
役職人数	703人	1,588人	2,291人	1,347人
うち男性	655人	1,347人	2,002人	890人
うち女性	48人	241人	289人	457人
各役職に占める女性の割合	6.8%	15.2%	12.6%	33.9%

指標11 山形県防災士養成講座を受講し、防災士資格を取得した女性の数（市在住者）	プラン策定時 （令和2年度）	令和4年度 数値	目標値 （令和8年度）	達成 状況
	5人	19人	11人	○
説明：当該年度に防災士資格を取得した市内在住の女性の数				

（達成状況）○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた △：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

自主防災組織のリーダーの育成を図るため、防災士の資格取得を促進しております。女性の防災に対する意識の高まりが取得者の増につながっていると考えております。

指標12 市内事業所における男性の育児休業取得率	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	20.9%	—	30%	—
説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」において、男性社員が育児休業を取得した割合				

(達成状況) ○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた △：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

この指標は令和元年度「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」結果による数値を現状値としており、次回調査（令和7年度）結果の数値との対比となります。

山形市内の事業所における男性の育児休業取得率は、厚生労働省が実施した「令和4年度雇用均等基本調査」における男性の育児休業取得率の17.13%を上回っているものの、目標達成できるよう、引き続き国・県・関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発を行ってまいります。

【参考：男性の育児休業取得率】

	取得割合
市内事業所	20.9%

「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査（令和元年度）」

	令和2年度 取得割合	令和3年度 取得割合	令和4年度 取得割合
山形市 職員	25.5%	35.8%	54.5%

資料：次世代育成支援対策推進法に基づく第3期あったか家族応援プログラム（山形市役所次世代育成支援特定事業主行動計画）

指標13 男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	69.6%	—	50%	—
説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、育児や家族の介護を行うために、法律に基づき育児休業・介護休業を取得できる制度があるが、男性がこの制度を活用することについてどう思うかという設問に対し、男性が育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実には取りづらいと思うと回答した方の割合				

(達成状況) ○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた △：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

この指標は令和元年度「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」結果による数値を現状値としており、次回調査（令和7年度）結果の数値との対比となります。

「職場に取りやすい雰囲気がない」「社会全体の認識が十分でない」との理由から取得しづらいと感じる方は多いようです。目標達成できるよう、引き続き市内の事業所に対し、男性も育児・介護休業を取得できる環境整備に向けた広報など社会的な気運の醸成を図ってまいります。

指標14 男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座実施回数	プラン策定時 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	4回	4回	4回	○

説明：男女共同参画センターが実施している講座と事業所向けの出前講座の実施回数

(達成状況) ○：目標値達成 ▲：計画時より目標値に近づいた ▼：計画時より目標値から遠ざかった

→：計画時と変わらず目標値に達していない ←：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

家庭内における家事・育児等への参加を促し、女性も男性も一人ひとりが望む生き方・働き方が実現できる社会を目指す講座「イクメン・カジメン・イクジイ講座」として2回、事業所向けの出前講座を1回実施しました。また、山形県と共催で、男性育休準備セミナーを開催しました。

モニタリング指標① 男性の1日平均家事時間0分の割合	プラン策定時 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	3.6%	—		

説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、平日、家事（掃除、洗濯、炊事など）に使う時間は1日平均どのくらいかという設問に対し、0分と回答した男性の割合

評価

第3次プランにおいて、10%以下という目標を達成したため、数値目標は設定しませんが、状況把握のため引き続き調査対象としております。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

配偶者やパートナーなど身近な人から受ける暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で、個人的な問題として矮小化されることもあります。被害者の多くは女性であり、背景には男女の性別による固定的な役割分担意識、社会的地位や経済的格差などがあることから、あらゆる暴力防止に向けて、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからDVの増加と深刻化などのリスクの高まりが危惧されるため、被害者が相談機会を逸失しないよう相談窓口の周知、啓発に取り組めます。

さらに、将来的にDVの被害者・加害者とならないよう、若年層への情報提供と意識啓発を進めるとともに、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、相談体制の整備と、関係機関と連携した自立支援等の対策を進めます。

また、心身の健康は暴力や貧困などの社会的要因によって大きく影響を受ける面があるため、健康課題解決には、背景となる社会課題の解決が求められます。生涯を通じた健康の保持のために、男女それぞれのライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人居住者など生活上の困難に直面する人々への支援及び、多様な性への理解促進に努め、様々な立場の人々の人権が尊重され自らの意思で多様な生き方を選択できる環境の整備を進め、誰もが安全・安心に暮らせるための環境づくりに努めます。

指標 1 5 DV相談窓口を知っている人の割合	現状値 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	73.8%	—	80%	—

説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、配偶者などや交際相手からのDVについて相談できる窓口としてどのようなものを知っているかという設問に対し、わからないと回答した方及び無回答の方を除いた割合

(達成状況) ○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた ▽：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

指標 1 6 DV被害を相談した人の割合	現状値 (令和元年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	20.7%	—	50%	—

説明：令和元年度実施の「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」において、これまでに、配偶者などからDVを受けたことがあると回答した方のうち、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかという設問に対し、相談できなかったもしくは相談しようとは思わなかったと回答した方及び無回答の方を除いた割合

(達成状況) ○：目標値達成 △：計画時より目標値に近づいた ▽：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない —：次回調査（R7予定）結果との対比につき評価しない

評価

この指標は令和元年度「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」結果による数値を現状値としており、次回調査（令和7年度）結果の数値との対比となります。

DV相談窓口を知っている方の割合は、前回（平成26年度）調査より増加したものの、相談された方の割合が前回調査より約10ポイント減少しました。

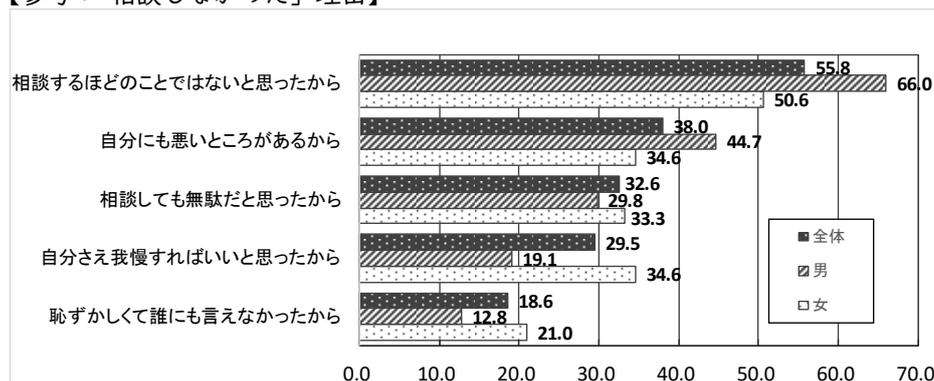
DV相談窓口については、市有施設の外、市内商業施設等30か所に相談窓口を記載したカードを設置するなど、相談窓口の周知に努めておりますが、どなたでも安心して相談できることをより一層周知するとともに、市役所職員における相談対応の資質向上に努めてまいります。

【参考：配偶者などからDVを受けたことがある方の相談状況】

	相談した	相談しなかった	無回答
山形市	20.7%	72.2%	7.1%
国	47.1%	48.9%	4.0%

資料：山形市…「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査（令和元年度）」
 国…内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する世論調査」

【参考：「相談しなかった」理由】



資料：「山形市男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査（令和元年度）」

指標17 小中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施回数	現状値 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	4校	5校	5校	○

説明：男女共同参画センターが実施した「いのちの学習」の実施回数

(達成状況) ○：目標値達成 ↗：計画時より目標値に近づいた ↘：計画時より目標値から遠ざかった
 →：計画時と変わらず目標値に達していない

評価

市内小学校5校（6学年2校、5学年1校、3・4学年1校、2学年1校）に出前講座を実施し、289名が受講した。

引き続き、講座開催の依頼があった学校・学年の要望に応えられるようにしてまいります。

指標 18 健康講座の実施回数	現状値 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	4回	4回	4回	○

説明：男女共同参画センターが実施した「健康講座」の実施回数

(達成状況) ○：目標値達成 ↑：計画時より目標値に近づいた ↓：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

評価

男性も女性も人生の各段階に応じた適切な健康に保持増進ができるように支援する「健康講座」を4回実施しました。

指標 19 市内中学校・高等学校における 女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合	現状値 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	62.1%	93.1%	100%	↑

説明：市内中学校・高等学校における女子生徒の選択制服（スラックス）の導入校の割合

(達成状況) ○：目標値達成 ↑：計画時より目標値に近づいた ↓：計画時より目標値から遠ざかった
→：計画時と変わらず目標値に達していない

評価

市内中学校においては全校選択制服を導入しています。
市内高等学校においては2校を除き、選択制服を導入しています。

モニタリング指標② 山形市におけるDV相談件数	現状値 (令和2年度)	令和4年度 数値	目標値 (令和8年度)	達成 状況
	320件	307件		

説明：山形市役所の各課等で受付したDV相談件数

評価

DV相談受付件数の増減が、DV被害の増減と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況把握のため、継続的に数値の把握を行います。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業	
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	広報・啓発による男女双方の意識改革、理解の促進	男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	意識啓発に関する調査・研究の推進	・男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査の実施 ・男女共同参画に関するデータや事例等の情報収集と提供	男女共同参画センター	・5年ごとの調査のため実施していない（次回調査：令和7年度）	
			男女共同参画センターの機能の充実	・男女共同参画講演会、講座などの拡充 ・オンライン講座の実施	男女共同参画センター	・「いきいき山形男女共同参画プラン」の3つの基本目標に基づく内容で16講座、計32回の講座を実施し、受講者は延べ703名であった。 このうち5講座をオンライン受講可能とし、受講者は延べ17名であった。	
			多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	・広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報 ・男女共同参画情報紙、ホームページ、SNSなどにおける様々な情報の発信	広報課 男女共同参画センター	【広報課】 ・広報やまがたへの掲載、テレビ広報番組・ラジオ広報番組の放送 【男女共同参画センター】 ・国や関係機関からの情報や事業実施に関する情報について、広報やまがた、山形市ホームページ、SNSなどでの周知のほか、必要に応じて関係機関等87カ所へのチラシの配布を行った。また、事業の実施内容等は男女共同参画センター情報紙「ファーラ」に掲載するなどし、情報提供を行った。	
			世界の男女共同参画に対する理解の促進	・男女共同参画センターにおけるSDGs及び世界の男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画センター	・「いきいき山形男女共同参画プラン」の中で、ジェンダーギャップ指数を取り上げるなど、女性活躍に関する国際的な動きの周知を行った。	
		性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女の意識改革の促進	・様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	全庁	・男女共同参画センターでは、男女共同参画情報紙「ファーラ」に特集記事を掲載し、周知・啓発を行った。	
				・性差に関する偏見、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消する講座等の充実	男女共同参画センター	・ジェンダーに関する講座を1回実施し、受講者は29名であった。また、男女共同参画情報紙「ファーラ」にアンコンシャス・バイアス解消に関する特集記事を掲載し、周知を行った。	
			男女共同参画の視点に立った表現の浸透	・各種広報における男女共同参画の視点に立った表現の浸透	全庁 男女共同参画センター	【男女共同参画センター】 ・山形県が作成した「男女共同参画の視点に配慮した表現のガイドライン」を庁内に周知した。	
		男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	社会における男女共同参画意識の啓発	地域社会における啓発の推進	・公民館・コミュニティセンターにおける市民を対象とした講座の実施	広報課 社会教育青少年課 男女共同参画センター	【広報課】 ・コミュニティセンターにおいて実施していない 【社会教育青少年課】 ・公民館が実施する社会教育事業において、男女共同参画に関する講座を実施した。 (91事業 198講座 3,203人) 【男女共同参画センター】 ・実施していない
				生涯学習における男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する学習機会の提供 ・大学等と連携した男女平等学習の充実 ・「男女共同参画に関する作品」の募集と表彰	男女共同参画センター	・男女共同参画に関する講座を5講座、計12回実施し、受講者は延べ168名であった。 ・山形大学及び東北文教大学において、ゲストスピーカーとして講義を各1回実施した。 ・男女共同参画に関する一行詩の募集を行い、大学・一般の部151作品、中学・高校の部756作品計907作品の応募があり、各部の最優秀賞を含む30作品（大学・一般：8作品、中学・高校：22作品）に対し表彰した。
			子どもたちの教育の推進	子どもたちの教育の推進	・学校でのあらゆる教育活動における男女平等の推進	学校教育課	・学校の教育活動全体を通して、男女が互いに尊重し合い、公正な考えや判断の下、平等・対等な立場で交流ができるように指導している。
		男女共同参画の視点に立った教育の実施		・男女共同参画学習資料の作成・活用	学校教育課 男女共同参画センター	【学校教育課】 ・小学校向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」の編集に参加し、各学校に周知するとともに積極的な活用について指導した。 【男女共同参画センター】 ・小学2、4、6年生を対象とした男女共同参画資料「きらりかがやいて」を市内37校へ配布し、授業のほか、家庭でも活用するよう促進を図った。	

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・「男女共同参画に関する作品」の募集及び協力	学校教育課 男女共同参画センター	【学校教育課】 ・男女共同参画センターによる「男女共同参画に関する作品」募集に協力している。 【男女共同参画センター】 男女共同参画に関する一行詩の募集にあたり、市内4大学・13高校・1学校・16中学校にチラシを送付し、学生・生徒からの作品を募った。また、優秀作品を紹介するポスターを各小中学校に配付した。
			性別にとらわれない教育活動の推進	・男女混合名簿の実施 ・性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした進路指導の充実 ・教職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施	こども未来課 学校教育課	【こども未来課】 ・市立保育園、児童館において男女混合名簿の作成や、男女別の習慣やイメージにとらわれない保育の展開、教材の使用を推奨した。 ・性別にとらわれず、様々なあそびや体験を通し、一人ひとりの発達を考慮しながら豊かな感性を育てている。男女平等、子ども一人ひとりの人権を尊重する保育についての研修を1月に行った。また、令和5年度より、市立保育所職員の人権意識の向上を図るため、保育の振り返りと話し合いの機会を定期的（6月・10月・2月）に実施することとした。 【学校教育課】 ・男女混合名簿については、ほぼ全ての学校において導入している。未導入の学校に対して次年度までの検討を依頼している。 ・教員への啓発のため、生徒指導連絡会等で研修の機会を設定するとともに、LGBTサポートハンドブックの活用を推進している。
				・校長会・教頭会との連携強化	学校教育課	・校長会、教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育を推進している。
			保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	・保育園・児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する情報の提供	こども未来課 男女共同参画センター	【こども未来課】 ・保護者会や個人面談等の中で話題にしたり、情報を提供した。 【男女共同参画センター】 ・国や関係機関からの情報や男性の育児参加に関する講座をはじめとする各種事業の情報について、チラシや男女共同参画センター情報紙「ファーラ」を市内24の子育て支援センター等に送付し、保護者への情報提供を行った。
				・家庭教育資料の市のホームページへの掲載	学校教育課	・実施していない。
				・保護者に対する啓発の促進	こども未来課 学校教育課 男女共同参画センター	【こども未来課】 ・園児のロッカーや、下足箱等が男女別になっていないことや送迎時等を利用して、性別を意識した言葉かけや注意などしないよう保護者へ話をし、男女平等への理解の促進に努めた。 【学校教育課】 ・保護者への資料の配付などで、啓発活動を進めるように努めている。 【男女共同参画センター】 小学2、4、6年生を対象とした男女共同参画資料「きらりかがやいて」を市内37校へ配布し、授業のほか、家庭でも活用するよう促進を図った。
				・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課	・PTA活動において、男女差なく参加できる内容や方法での実施が推進されるように努めている。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業		
I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	女性の地元定着の促進	大学等との連携による若者の地元定着促進	大学等との連携による若者の地元定着	・若者定着促進事業	企画調整課	1 大学生と市内企業のマッチングに向けた情報発信 市内企業に関する情報を新たな視点で発信し、市内の大学生と市内企業の接点を増やすことで、大学生と市内企業とのマッチングの確度を高め、山形市への大学生の定着を促進するため、情報発信サイト「やまがたインターン」にて企業経営者及び若手社員のインタビュー記事・動画の配信を行った。 2 市内大学による人材育成の認知度アップ事業 市内3大学における人材育成の内容について、市内企業の認知度が低いという課題を解決するため、大卒採用を検討する市内企業20社に対し、市内3大学それぞれの教職員による取組紹介を行った。 3 企業と学生の交流イベント 大学生が就職を希望する業種・職種に対して、その受け皿となり得る企業が市内にあるにもかかわらず十分に認知されていないことから、大学生と市内企業が交流する機会を創出して相互の理解を深め、市内企業への就職を促進するため、企業と学生の交流イベントを開催した。 4 企業訪問等に向けた学生向けガイダンス 大学生が就職先を検討する上で企業等に実施して欲しいこととして、社員から話を聞く機会の創出や企業訪問・インターンシップの実施が挙げられていることから、企業訪問やインターンシップの意義や準備などのノウハウを専門講師が解説するほか、企業訪問やインターンシップを経験した若手社会人の経験談を聞くトークセッションを行うセミナーを開催した。		
				・Q1プロジェクト推進事業	文化創造都市課	・Q1の供用開始に向けた外構工事をし、令和4年9月1日より供用を開始したやまがたクリエイティブセンターQ1の維持管理を行った。また、クリエイティブプロデュース業務として、市内の魅力的な活動を行う企業・人・プロジェクト等を取り上げ、動画配信等での魅力発信を2回行ったほか、先進的な活動をしているクリエイター等をゲストに迎えた公開型の企画会議を1回などを行った。 人材育成業務としては、テクノロジー・クリエイティブ領域で活動するクリエイターを招聘し、子供向けのワークショップを2回行った。		
				・地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業	管理住宅課	・女子専用準学生寮15戸の山形クラス「駅前大通り」の改修事業の補助を実施。		
		女性の地元定着に向けた意識啓発	女性の地元定着を促進するための情報発信	・男女共同参画情報紙による地元で活躍する女性に関する情報発信	男女共同参画センター	年2回発行した男女共同参画情報紙「ファール」において、地元で活躍する女性に関する記事を掲載し、全国の行政機関や市内関係機関・団体等2,012カ所へ送付し、情報発信を行った。		
				・キャリア教育講座の開催 ・女性活躍のための人材育成プログラムでの取組みを情報発信し、若年女性の意識啓発を図る。 [女性人材育成事業の充実]	男女共同参画センター	・キャリア教育講座を2講座、計5回実施し、受講者は延べ60名であった。 ・女性人材育成事業における活動を発表会などを通して広く情報発信した。		
				・高校と連携したふるさと教育の実施	企画調整課	・山形連携中枢都市圏に係る事業の一環として、連携協定を締結している惺山高等学校と山形東高等学校の探究活動に対する助言等のサポートを計5回実施した。		
		II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参画推進	市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	・男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画センター事業における市民団体・NPOとの連携	男女共同参画センター	市民団体等が自主的に企画・運営する男女共同参画社会実現に向けた学習事業（市民企画講座事業）の募集を行い、3団体より応募があり、いずれも採択し、3講座の実施に至った。（受講者延べ82名）また、男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等に対し、活動支援のために貸館を行い、利用者は延べ6,132名であった。
						・各審議会等の開催についての公告 ・各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及び市ホームページへの掲載	市民相談課	・審議会等の会議の開催を広く周知するため、会議開催の公告の写しを情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載した。（開催された会議：延べ197会議） ・審議会等の会議結果を周知するため、公開した審議会等の議事録等を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載した。（公開した会議：延べ65会議）
						・まちづくり活動への女性の関心の喚起 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会や審議会への傍聴の促進	全庁	【男女共同参画センター】 ・ポスターやチラシの掲示、配付等を行い啓発を図る。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等委員への女性の参画推進	市の審議会・委員会委員への女性の参画推進	・審議会等における女性委員の参画状況調査の実施及び積極的な起用の推進 ・山形市女性人材バンクの充実	男女共同参画センター	・審議会等における女性委員の参画状況の調査を実施し、令和4年度末の女性委員の比率は27.0%であった。女性委員の選任に向けた意識付けのため、選任・改選時期が近づく審議会等において、委員選任に関する「チェックシート」を活用し、必要に応じて担当課にヒアリングを行った。 ・山形市女性人材バンクの名簿を全庁的に周知し、委員選任における活用等の推進を図った。
				・審議会・委員会における女性委員比率の目標値40%の達成 ・公募制やクオータ制導入の検討 ・女性人材育成事業の充実 ・山形市女性人材バンクの活用	全庁	【男女共同参画センター】 ・審議会等における女性委員の参画状況調査を実施し、令和4年度末の審議会等における女性委員の比率は、27.0%であった。目標達成に向け、選任・改選時期が近づく審議会等において、委員選任に関する「チェックシート」を活用してもらい、女性委員の選任に向けた意識付けを行うとともに、山形市女性人材バンクの活用の推進を図った。
			男女共同参画の啓発・促進	・国・県・関係機関の情報提供及び男女共同参画情報紙による企業や団体等における女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	男女共同参画センター	・国等からの情報について、広報やまがたやセンター内掲示板にて周知するとともに、年2回発行した男女共同参画情報紙「ファアラ」において、地元で活躍する女性に関する記事を掲載し、全国の行政機関や市内関係機関・団体等2,012カ所へ送付するなど啓発を行った。
				・女性の職域拡大の啓発 ・女性の参画の促進	全庁	【男女共同参画センター】 選任・改選時期が近づく審議会等の担当課に対し、委員選任に関する「チェックシート」の活用・提出を依頼し、女性委員の選任に向けた意識付けを行った。
		方針決定過程への男女共同参画の促進	事業所における男女共同参画状況調査の実施	・男女共同参画に関する事業所意識調査の実施・広報・活用	男女共同参画センター	5年ごとの調査のため実施していない（次回調査：令和7年度）
			市や事業所における管理職への女性登用促進	・市における女性管理職の登用促進	職員課	・性別にかかわらず公正な評価・登用を行ったが、女性管理職の割合は18.1%であった。
				・事業所における女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	男女共同参画センター	・女性活躍推進に関する情報や事業について、広報やまがた、山形市ホームページ、SNSなどで周知を図ったほか、男女共同参画センター情報紙「ファアラ」に掲載するなどし、啓発を行った。
		女性活躍推進のための人材育成	女性人材育成事業の充実	・企業版ふるさと納税を活用するなど官民連携による女性人材育成事業の実施 [女性の地元定着に向けた意識啓発(再掲)]	企画調整課 男女共同参画センター	【企画調整課】 ・企業版ふるさと納税を活用し、事業実施については男女共同参画センターにて行った。 【男女共同参画センター】 ・女性人材育成事業として、企業等の経営者向けのセミナーを実施し、45社56名が受講した。また、組織のトップとして活躍している女性を招いたトークイベントを実施し、56名受講した。 また、女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探究型プログラムのワークショップを計8回実施し、応募者のうち選考された市内在住・在勤の20名が課題解決に取り組んだ。
				・男女共同参画センターにおける女性活躍推進を図るための講座の実施 ・山形市女性人材バンク登録者への研修の実施	男女共同参画センター	・エンパワーメントに関する講座を2回実施し、受講者は延べ12名であった。また、女性活躍推進に関する講座を2講座、計5回実施し、受講者は延べ60名であった。 ・女性学講座を開催する際、人材バンク登録者へ講座案内を行い、参加者を募った。
			女性人材育成事業の充実	・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会・講演会の実施	農政課	・男女問わず参加できる研修会3講座6回、講演会1回を実施した。
			自主活動とネットワークづくりへの支援	・男女共同参画センター機能（情報提供・貸館・交流等）の充実	男女共同参画センター	・男女共同参画社会の形成に資する図書等及び他行政機関の情報資料を収集し、センター内にて提供しており、図書については延べ113件の貸出を行った。また、男女共同参画に関する活動を行っている団体等に対し、活動支援のために貸館を行い、利用者は延べ6,132名であった。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針 参画決定過程への女性の 家庭・地域における男女共同参画の推進	女性活躍推進のための人材育成	自主活動とネットワークづくりへの支援	・男女共同参画推進のために活動する団体における自主活動及びネットワークづくりへの支援	企画調整課 男女共同参画センター	【企画調整課】 ・市民活動支援センターを拠点に、会議室・作業スペースの提供、市民活動に係る諸手続きのサポート、印刷機器の貸出等を通して当該団体への支援を行った。 男女共同参画分野での活動団体：センター登録331団体中39団体 【男女共同参画センター】 ・市民団体等が自主的に企画・運営する男女共同参画社会実現に向けた学習事業（市民企画講座事業）の募集を行い、3団体より応募があり、いずれも採択し、3講座実施に至った。（受講者延べ82名）また、男女共同参画に関する活動を行っている団体等に対し、活動支援のために貸館を行い、利用者は延べ6,132名であった。
		家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の実施	・男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	男女共同参画センター	・男女平等に関する講座を2講座計4回実施し、受講者は延べ48名であった。うち2講座は親子参加型とし、受講者はそれぞれ親子6組12名であった。
			家庭教育に関する情報の提供と相談事業の充実	・男女共同参画学習資料の作成・配布 ・男女共同参画センターにおける相談事業の充実	男女共同参画センター	・小学2、4、6年生を対象とした男女共同参画資料「きらりかがやいて」を市内37校へ配布し、授業のほか、家庭でも活用するよう促進を図った。 ・女性カウンセラーによる一般相談、弁護士による法律相談、助産師による女性の健康相談を実施し、一般相談は延べ391件、法律相談は111件、健康相談は延べ64件の相談があった。
		地域活動における男女共同参画の推進	男女共同参画に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発（公民館・コミュニティセンターを通じた地域への広報）	社会教育青少年課 男女共同参画センター	【広報課】 コミュニティセンターを通じた地域への広報 【社会教育青少年課】 ・公民館が発行する公民館だよりに、男女共同参画に関する講座や啓発等の記事を掲載した。 【男女共同参画センター】 講座開催に関するチラシや情報紙「ファアラ」、「男女共同参画に関する一行詩」の優秀作品のポスターを市内すべての公民館、コミュニティセンターに送付し、地区の方への啓発を行った。
				・育児サークル交流研修会の実施 ・市民企画講座、出前講座、ファアラ大学の実施	男女共同参画センター	・育児サークル交流研修会として、3回実施し、受講者は延べ31名であった。 ・市民企画講座事業の募集を行い、3団体より応募があり、いずれも採択し、3講座実施した。（受講者延べ82名） ・出前講座は小・中学生向け講座を小学校5校で実施し、受講者は289名であった。また、企業向け講座を1社で実施し、受講者は17名であった。
			・まちづくり活動への女性の関心の喚起 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会や審議会への傍聴の促進	全庁	（男女共同参画センター） ・ポスターやチラシの掲示、配付等を行い啓発を図る。	
			社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	・消費者活動への男性参画の促進を図る消費者啓発・教育講座の実施	消費生活センター	・FP協会等と「くらしの講座」や「生活講座」を共催し、消費者教育を実施した。（5回） ・「消費生活出前講座」を開催し、消費者啓発及び教育を実施した。（25回） ・「消費生活講演会」を市民向けに1回、消費者啓発協力員向けに2回開催し、消費者教育を実施した。
				・PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課	・PTA活動において、男女差なく参加できる内容や方法での実施が推進されるように努めている。
		お地参画の防災活動に	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課	・市民活動支援センターを拠点に、会議室・作業スペースの提供、市民活動に係る諸手続きのサポート、印刷機器の貸出等を通して支援を行った。また、企画調整課でもNPO認証業務を行っているほか、コミュニティファンドをH20年度から運用し、本年度は11団体に補助を実施した。（11,958千円） センター登録331団体、山形市所管98法人
				・男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	防災対策課 男女共同参画センター	【防災対策課】 ・防災会議への女性の推薦を依頼 ・乳児用液体ミルク及び使い捨て哺乳瓶の備蓄の増量 ・生理用品の備蓄の増量 【男女共同参画センター】 ・実施していない。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業	
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	家庭・地域における推進 男女共同参画の	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災における男女共同参画の推進	・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進 ・防災士資格取得による女性リーダーの育成	防災対策課	・令和5年2月に女性を対象とした地域防災研修会を実施した。	
				・消防団女性消防隊の育成・参画	消防本部	・令和4年2月～3月に計5回、延べ410人の消防団員に対し、応急手当講習を行った。また、一般募集の応急手当講習の指導を協力した。(年10回程度、延べ300人)	
				・地域の防災活動における男女共同参画のための啓発 ・災害時における男女共同参画センター等の相互ネットワークによる災害支援	男女共同参画センター	・市民企画講座において、地域防災に対し必要な男女共同参画のための講座を実施し、受講者は16名であった。 ・災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークに登録し、男女共同参画の視点からの防災・災害対応等の情報共有を行った。	
	働く場における男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・男女の雇用機会均等と待遇の平等についての情報提供 ・企業内研修のための情報提供や講師派遣事業の実施	男女共同参画センター	・関係機関等87カ所へのチラシの配布のほか、広報やまがた、山形市ホームページ、SNSなどで周知を図ったほか、男女共同参画センター情報紙「ファーラ」に掲載するなどし、情報提供を行った。 ・企業等で男女共同参画に関わる研修会の講師派遣事業について、各関係機関に周知のうえ募集を行ったところ、1企業からの申込みがあり、研修を実施した。
					・国・県と連携した男女の雇用機会均等と待遇の平等についての啓発	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。
					・女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	管理住宅課	令和5・6年度競争入札参加者名簿更新にあたり、その資格審査にかかる発注者別評価点に次の項目を盛り込んだ。 ・正社員採用 ・女性技術者雇用 ・子育て支援、ワーク・ライフバランス
			ハラスメント防止に向けた啓発	ハラスメント防止に向けた啓発	・国・県と連携したハラスメント防止に向けた啓発	産業政策課 男女共同参画センター	【産業政策課】 ・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。 【男女共同参画センター】 ・ポスターやパンフレット等をセンター窓口や市庁舎に掲示・設置し、啓発を行った。
					・家族経営協定の締結や畜産ヘルパー制度の普及促進 ・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会、講演会の実施	農政課	・家族経営協定の締結2件や畜産ヘルパー制度の普及促進を行った。 ・男女問わず参加できる研修会3講座6回、講演会1回を実施した。
			農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	・国・県と連携した商工業自営業者の就業環境の改善	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。
					・国・県と連携したパートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発 ・パートタイム労働者・派遣労働者等の労働条件に関する相談及び情報提供	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。
			職場における男女共同参画に関する教育の推進	職場における男女共同参画に関する教育の推進	・国・県と連携した性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。
					・事業所に対する男女共同参画情報紙による情報の提供及び研修会等の実施	男女共同参画センター	・企業等で男女共同参画に関わる研修会の講師派遣事業について、周知のうえ募集を行ったところ、1企業からの申込みがあり、研修を実施した。また、研修の実施状況等について、男女共同参画センター情報紙「ファーラ」において情報提供を行った。
			女性の能力発揮促進の	女性の職業能力開発の学習機会の拡充	・男女共同参画センターにおける職業能力開発及び再就職に関する講座の実施	男女共同参画センター	・働く女性及び再就職を希望する女性の職業能力の開発・向上等に関する講座を4回実施し、受講者は延べ50名であった。
					・働く女性の家における職業生活技術に関する各種事業の実施	福祉文化センター	・職業生活技術に関する講座を1講座(1回)を実施し、延べ14人が参加した。

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業	
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	働く場における男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス	女性の能力発揮促進のための支援	女性の職業能力開発の学習機会の拡充	・関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。	
				・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	産業政策課 男女共同参画センター	【産業政策課】 ・相談時の情報提供のため、情報収集に努める。 【男女共同参画センター】 ・雇用に関する相談窓口についてのパンフレット等をセンターに設置し、情報提供を行った。	
			情報提供と相談体制の整備	・男女共同参画情報紙による女性の起業等、多様な働き方に対する情報提供	男女共同参画センター	・年2回発行した男女共同参画情報紙「ファーラ」において、多様な働き方に関する記事を掲載し、全国の行政機関や市内関係機関・団体等2,012カ所へ送付し情報提供を行った。	
				・起業に関する情報提供	産業政策課	・創業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努めた。	
			ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	産業政策課 男女共同参画センター	【産業政策課】 ・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。 【男女共同参画センター】 ・ポスターやパンフレット等をセンター窓口や市庁舎に掲示・設置し、啓発を行った。
		育児・介護休業制度の普及促進		・国・県と連携した育児・介護休業制度の啓発	産業政策課	・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。	
		休業制度利用実態調査及び男性に対する制度利用の促進		・休業制度利用実態調査（事業所の意識及び実態調査）の実施 ・事業所における男性の休業制度利用促進の啓発	男女共同参画センター	・5年ごとの調査のため実施していない（次回調査：令和7年度）	
		ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備		・企業・団体等に対するイクボス制度の周知・啓発	男女共同参画センター	・関係団体等へ周知依頼をしたほか、広報やまがた、山形市ホームページなどでも周知を図り、啓発を行った。	
		ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備		・企業・団体等に対する労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	産業政策課 男女共同参画センター	【産業政策課】 ・国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。 【男女共同参画センター】 ・関係団体等へ周知依頼をしたほか、広報やまがた、山形市ホームページなどでも周知を図り、年2回発行した男女共同参画センター情報紙「ファーラ」に掲載するなどし、啓発を行った。	
			多様な働き方に対応した環境の整備促進	利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの整備	・利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備（一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ） ・事業所内託児所設置促進のための働きかけ	こども未来課 保育育成課	【こども未来課】 ・多様な選択を可能とできるよう保育サービスの充実及び保育サービスの質の向上に努めた。また、適切なサービスの選択ができるよう情報提供を行った。 ・実績ありません。 【保育育成課】 ・利用者の需要に対応した保育サービスを提供した。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の基準に適合するよう放課後児童クラブの環境整備を推進した。 ・放課後児童クラブの適正な運営を継続して支援した。
		男性の家事・育児・介護等への参画の推進		・ママ・パパ教室の実施 ・思春期保健支援教育の実施	母子保健課	・ママパパ教室は16回実施し、参加者は532人（うち夫の参加は256人）	
				・男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座の実施	男女共同参画センター	・男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座を親子参加型として2回実施し、受講者はそれぞれ親子6組12名であった。	
		多様で柔軟な働き方の推進		・多様で柔軟な働き方に関して、企業での取り組み事例など男女共同参画情報紙により情報提供	男女共同参画センター	・年2回発行した男女共同参画情報紙「ファーラ」を全国の行政機関や市内関係機関・団体等2,012カ所へ送付し情報提供を行った。	

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	暴力の根絶に向けた意識づくりの促進	人権尊重の意識の形成	・男女共同参画センターにおける人権尊重の意識を高めるための講座の開催	男女共同参画センター	・人権尊重の意識を高めるため、DV防止に関する講座を1回実施し、受講者は17名であった。
			DVなどの暴力の防止に向けた啓発	・男女共同参画センターにおけるDV防止関連講座の開催 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせたパネルの展示等の実施	男女共同参画センター	・DV防止に関する講座を1回実施し、受講者は17名であった。 ・11月12日～25日の女性に対する暴力をなくす運動の期間中に、センター及び市庁舎にてパネルやパープルリボンツリーの展示を行ったほか、市の管理職を対象にパープルリボン着用を呼びかけた。
			児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・児童虐待の防止に向けた啓発 ・具体的なケースへの相談対応と関係機関との連携 ・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	こども家庭支援課	・児童福祉週間、児童虐待防止月間でパネル展示等を行うとともに、電話相談周知用チラシ等を関係機関へ配布した。 ・LINEによる相談支援（おやこよりそいチャットやまがた）を新規で実施。友だち登録件数1,294件 ・児童相談件数（新規）866件 ・山形市要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し対応した。代表者会議年1回、実務者会議月1回、個別ケース検討会年91回
				・学校・関係機関との連携の継続	学校教育課	・学校や関係機関等と連携し適宜ケース会議を行うなど、児童虐待の防止と早期発見に、全力で取り組んでいる。
				・予防対策としての相談の実施 ・早期発見に向けた乳幼児健康診査・訪問指導等の実施 ・具体的ケースに応じた訪問指導・関係機関との連携	母子保健課	①予防対策（育児に関する講話や相談での虐待防止啓発） ・子育てはあと相談 年25回 利用者数 実57人 延63人 ・子育て支援センターや地域に出向いての講話や育児相談 年8回 利用者数67人 ②早期発見（乳幼児健康診査等での虐待防止） ・4か月児健康診査 通年 1,584人 ・9か月児健康診査 通年 1,554人 ・1歳6か月児健康診査 年 60回 1,684人 ・3歳児健康診査 年64回 1,690人 ・幼児発達相談 年 25回 実 148人 延 153人 ③早期対応（家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携による虐待防止啓発） ・母子保健相談支援事業 ・こんにちは赤ちゃん訪問 ・育児支援家庭訪問 ・乳幼児健康診査未受診訪問 ・電話相談 ・来所相談 ・要保護児童対策地域協議会への参加・情報提供、ケースカンファレンス ・地区民生委員児童委員協議会の定例会議等への参加 ・学校保健委員会への参加
			・青少年指導センターにおける街頭指導の実施 ・携帯電話等への子ども安全情報配信システムの運用	社会教育青少年課	・街頭指導と共に、少年相談（電話・メール・来所）を実施し、少年非行の防止活動を展開する。 ・システム登録者へ、児童生徒が不審者による声掛け等の被害に遭った事案や各種注意喚起情報を配信する。	
		DV相談体制の整備と被害者支援の充実	・女性相談員の配置	こども家庭支援課	・女性相談員（母子父子自立支援員と兼務）を2名配置し、多様化・複雑化する相談及びDV相談に対応した。延相談人数134名（うちDV相談73名）であった。	
			・外国人被害者に対する通訳等の支援	国際交流センター	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支援を行うことができるよう体制を整えた。 （受付件数：0件）	
			・DV相談窓口担当者への研修の実施	男女共同参画センター	DV相談窓口の担当職員向けに相談対応のスキルアップを図るため、研修会を開催し、受講者は27名であった。	
			・適切な情報提供と対応の実施 ・関係機関との連携強化	相談を受ける関係各課	【男女共同参画センター】 ・各種相談窓口の案内や関係機関と連携しながら、適切な対応を行った。	

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業	
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	DV相談体制の整備と被害者支援の充実	DV相談窓口の周知	・様々な機会及び媒体を利用した周知広報	男女共同参画センター	・相談窓口に関する情報を広報やまがたに掲載したほか、パンフレット等をセンターや市庁舎に設置し、周知を図った。	
			DV被害者支援体制の充実	・住民基本台帳法事務等における支援	市民課	・住民票の閲覧及び発行禁止と、戸籍の附票の発行禁止の入力 ・支援措置申出件数：127件	
				・障がい者虐待の被害者支援	障がい福祉課	・啓発チラシを入れたティッシュを配布。 ・ラッピングバスによる虐待防止の啓発を実施。(2台) ・障がい者虐待防止に係る知識、また虐待事案発生時の対応について理解を深めるため、山形県が実施する「障がい者虐待防止・権利擁護研修」に参加。(1回) ・山形市障がい者虐待防止連絡協議会を開催。(1回)	
				・外国人被害者に対する支援	国際交流センター	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支援を行うことができるよう体制を整えた(受付件数：0件) ・外国人相談窓口の実施及び情報提供を行った。(DVに関する相談件数：0件)	
				・地域包括支援センターなどによる高齢者虐待の被害者支援	長寿支援課	地域包括支援センター設置法人に対する包括的支援事業実施について委託した。(市内14センター) R4実績：高齢者虐待関係の相談件数67件	
				・県配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整 ・心のケア	男女共同参画センター 相談を受ける関係各課	【男女共同参画センター】 ・支援やケアが必要な事例はなかったが、状況に応じて、迅速かつ適切な対応が取れるように連携を図った。	
			自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・国民年金の支援	市民課	・手続き先として日本年金機構を案内した。	
				・国民健康保険等の支援	国民健康保険課	・平成20年2月の厚労省通知に基づき、配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱いについては、被害を受けている旨の証明書(婦人相談所等の発行)を持って保険者に申し出ることにより、被扶養者等の世帯の属する者から外れることができるものとする。これに伴い居住地での国民健康保険加入が可能であるため、加入の支援を行う。 なお、令和4年度の実績はなかった。	
				・保育施設などの利用に関する支援	保育育成課 子ども家庭支援課	【保育育成課】 ・保育施設などの利用に関して、関係機関やDV被害者と調整を図りながら、入所選考を行った。 【子ども家庭支援課】 ・該当なし	
				・児童手当の支給 ・医療証の交付などの支援	子ども家庭支援課	・児童手当の支給、児童を養育するDV被害者に対する児童手当の支給に係る相談・支援を行った。 ①親子健やか医療証：児童を養育するDV被害者をひとり親として、対象要件に加える。 ②子ども医療証：DVにより被害等を受けている場合は、送付先の変更等の相談を受ける。	
				DV相談体制の整備と被害者支援の充実	・就労に関する相談等の支援	産業政策課	国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力をを行い啓発を図った。
					・住宅確保の支援	管理住宅課	・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため、居住支援協議会を設立した。また、市営住宅において、要援護世帯の募集枠を設け、優先入居ができるよう継続して実施した。
		・児童・生徒の就学等に関する支援	学校教育課		・個別の状況に応じた適切な支援を実施できるように努めている。 ・DV被害者特例による児童生徒の就学支援と、それに関わる相談を常時受け付けている。		
		・生活困窮者への経済支援	生活福祉課		・DVを原因とする生活保護の相談は9件あり、うち6件生活保護の申請に至った。		

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	重大な人権侵害であるあらゆる暴力の根絶	被害者の権利の充実にDV被害者支援と相談支援と	支援団体との協働	・被害者支援団体と連携した支援	男女共同参画センター	・支援団体が発行するリーフレット等をセンター内に設置し、相談機関の周知を行った。
			性の商品化の防止	・「いのちの学習」の時間を中心とした性犯罪・売買春防止のための啓発 ・学校教育指導計画訪問及び要請訪問による支援	学校教育課	・人権尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することを柱とした「いのちの教育」の実践。
				・有害な違法簡易広告物（ピンクチラシ等）の除去及び有害図書類等自動販売機の撤去促進	社会教育青少年課	・違法簡易広告物や有害図書類等自動販売機の設置の監視に努める。
	学校におけるDV及びデートDV予防教育の実施	・小・中学生向け出前講座「いのちの学習」の実施 ・若年層向けデートDVリーフレット配布による予防教育の実施	男女共同参画センター	・「いのちの学習」を小学校5校で実施し、受講者は289名であった。 ・高校生、大学生を中心とした若年層に対して、デートDVリーフレットを配布し、予防啓発と相談窓口の周知を図った。		
	生涯を通じた心身の健康支援	ライフステージに応じた女性の健康支援	ライフステージに応じた女性の健康支援の充実	・地域及び保健センターを拠点にしたライフステージにあわせた健康づくり事業等の実施	健康増進課	・保健所等を会場に各種事業を実施した。 健康づくりのための運動教室 参加延人数 2,240人 受動喫煙防止及び歯科保健に関する講話 受動喫煙防止 27回 809人 歯科保健 10回 94人 食育事業 参加延人数 229人 健診後の食生活改善指導 参加延人数 98人 離乳食教室 参加延人数 240人 年代別栄養改善事業 参加延人数 162人 ・健康づくりボランティアとして、食生活改善推進員・運動普及推進員の養成及び各協議会活動の支援を行い、健康づくり活動を推進した。 ・SUKSK（スクスク）生活を提唱するため、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、専用のスマホアプリ等を活用した健康ポイント事業SUKSKを実施した。
				・思春期、妊娠・出産期、更年期・高齢期における健康支援【継続実施】 ・麻薬等についての知識の普及と相談事業の充実【継続実施】 ・職場や公共空間における禁煙の推進【継続実施】	全庁	（男女共同参画センター） ・助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を実施した。 （母子保健課） ・電話や来所による女性の健康支援事業を実施した。
				・働く女性の家における健康および育児に関する相談事業の実施	福祉文化センター	・保健指導員による健康に関する相談日を月4回程度設け、健康相談を実施し延べ11名の相談を受けた。
				・男女共同参画センターにおける健康講座の開催及び健康相談事業の実施	男女共同参画センター	・健康に関する講座を4回実施し、受講者は延べ80名であった。 ・助産師による女性の思春期から更年期までの健康相談を実施し、相談件数は延べ64件であった。
				・保健所におけるエイズ・性感染症に関する情報提供の充実 ・保健所における女性の健康支援事業（思春期から更年期に至る女性を対象）の実施	健康増進課 母子保健課	【健康増進課】 ・保健所においてエイズ・性感染症に関する周知及び啓発を実施した。 ・保健所における性感染症の検査に来所した女性に対し、リーフレットを用いて健康支援を実施した。 【母子保健課】 女性の健康相談事業 ・相談件数 10件 ・公認心理師による女性はあと相談会 3件
	・各学校における「いのちの学習」の確実な実践の推進 ・教職員に対する研修会の開催 ・研究モデル校の拡充 ・学校における相談機能の充実 ・学校における生理用品のトイレ配備についてのニーズ把握による女子児童生徒の健康管理	学校教育課	・教職員向けの「いのちの教育研修会」の開催（1回のみ：オンライン開催）。 ※いのちの教育推進懇談会は中止。 ・研究モデル校の拡充は実施していない。 ・学校に置ける相談機能の充実 ・学校における生理用品のトイレ配備についてのニーズ把握による女子児童生徒の健康管理			

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業	
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	生涯を通じた心身の健康支援	ライフステージに応じた女性の健康支援	母性保護に関する指導の充実	・助産の実施及び制度の周知	こども家庭支援課	・該当者への適切な情報提供や関係機関等を通じての助産制度等の周知を図り、具体的なケースへの対応は2件あった。	
				・国・県と連携した職場における母性健康管理の啓発 ・母性保護休暇制度等の周知	産業政策課	国等の担当部局の制作するポスターやチラシの提示、配布等の協力を行い啓発を図った。	
				・保健所を拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供の充実 ・こんには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業の充実	母子保健課	①母子保健課を拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供 ・母子保健相談支援事業 通年 ・子育てはあと相談 年25回 利用者数 実57人 延63人 ②こんには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業 ・こんには赤ちゃん事業 805人 ・育児支援家庭訪問 実777件、延913件	
		心と身体の相談等の充実	心身の健康支援	・心の健康づくりに関する情報提供の充実 ・地域における「心」の健康教育・健康相談事業の実施 ・全庁的な自殺対策の推進を図るための関係課等連絡会議の開催	健康増進課	・自殺対策の推進、こころ支えるサポーター養成講座や児童生徒のSOSの出し方教育を実施した。 こころ支えるサポーター養成講座 市職員向け研修 対面 7回 259人 机上 961人 一般向け研修 2回 55人 児童生徒のSOSの出し方教室 モデル校 2校 ・精神保健福祉相談 精神科医による相談 延18件 保健師、精神保健福祉士による相談 延1, 479件 ・精神科医によるひきこもり相談 延26件 ・山形市自殺対策推進庁内連絡会 関係11課参加 ・いのち支える山形市自殺対策協議会 書面会議22機関参加	
				・男女共同参画センターにおける女性カウンセラーによる一般相談の実施	男女共同参画センター	・女性カウンセラーによる一般相談を閉館日を除く毎日実施し、相談件数は延べ391件であった。	
				・男女共同参画センターにおける助産師による相談の実施	男女共同参画センター	助産師による女性の思春期から更年期までの健康相談を実施し、相談件数は延べ64件であった。	
				健康相談事業等の充実	健康増進課 母子保健課	【健康増進課】 ・成人保健事業における健康相談 682件 ・難病患者等への訪問 延べ20件 ・精神保健福祉相談 面接・訪問（精神科医師による定期相談 18件、保健師・精神保健福祉士による相談 104件 家庭訪問 85件）、電話相談 1290件 【母子保健課】 ・母子保健に係る窓口相談や電話相談等 ・こんには赤ちゃん訪問、育児支援家庭訪問事業の実施等	
		人生活への対応と多様な困難を抱える環境の整備	親を抱える高齢者・障害者などへの支援	ひとり親家庭及び貧困家庭への自立支援	・母子父子自立支援員の配置 ・自立支援に向けた各種制度の相談及び周知 ・母子生活支援施設との連携 ・児童扶養手当、健やか教育手当の支給 ・親子すこやか医療の給付	こども家庭支援課	・ひとり親家庭等に医療費の給付（R5.3末2,370人、36,317件） ・母子父子自立支援員（女性相談員と兼務）2名体制で、各種制度の相談及び周知を行うとともに、母子生活支援施設と連携し、ひとり親家庭の自立支援を行った。また、ひとり親家庭への就業や学習支援を行った。 延相談件数 3,156件
					・生活困窮者への経済支援	生活福祉課	・ひとり親の世帯からの生活保護申請は8件あった。 （参考：令和5年3月末現在の生活保護受給世帯のうち母子世帯は52世帯）

3 - (3) 令和4年度実施事務事業の状況

基本目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	担当課	令和4年度実施事務事業
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人など様々な困難を抱える人々への支援	高齢者及び障がい者の社会参画活動の促進と自立支援	・社会参加促進事業の実施 ・障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉課	・社会参加促進事業の実施（①障がい者スポーツ教室（水泳・ヨガ）開催費補助事業、②自動車運転免許取得・改造助成事業、③福祉タクシー・給油券利用助成）【継続実施】 なお、障がい者スポーツ大会、障がい者水泳大会及び障がい者スポーツ教室（ボウリング）は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
			高齢者及び障がい者の社会参画活動の促進と自立支援	・老人クラブ連合会に対する補助	長寿支援課	・高齢者の生きがいづくり支援事業として、社会参加機会の充実及び健康増進を目指し、市内の単位老人クラブ活動の活性化を図るため、その活動の推進母体である山形市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付した。 R4実績 山形市老人クラブ連合会補助金：211,760円（1/3国補助2/3市補助） 事務局体制整備強化補助金：3,597,345円（市単独補助） 高齢者交流サロン運営費補助金：2,693,990円（市単独補助）
			高齢者の生きがいづくり、社会参加の場をつくるための高齢者講座の実施	・高齢者の生きがいづくり、社会参加の場をつくるための高齢者講座の実施	社会教育青少年課	・公民館が実施する社会教育事業において、高齢者の社会参画の促進を目指した、生きがいや健康づくりに関する高齢者教室等を実施した。 20事業 252講座 3720人
			外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚づくり	・外国人市民に対する相談の実施及び情報提供 ・国際交流活動を行う市民等への支援	国際交流センター	・在住外国人に対して、市役所での手続きや日常生活での悩み、日本語教室等の情報提供を行う「一般相談」と家族の呼び寄せや婚姻、在留資格等に関する相談を受ける「専門相談」に多言語の相談員を配置し、外国人相談窓口の実施及び情報提供を行った。 ●一般相談：センター開館日9:30～18:00 センター窓口 ●専門相談：第1・3水曜日11:00～15:00 センター内民間団体活動室 （一般相談受付件数：128件 専門相談受付件数：29件 合計157件） ・国際関係機関と協力し、相互理解を深めるための学習機会や国際交流機会について、霞城セントラル内にある国際交流センターの掲示板や資料コーナーでの情報提供を行った。また、国際交流活動を行う個人や団体からの相談に対応するなどの支援を行った。
				・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課	・市民活動支援センターを拠点に、会議室・作業スペースの提供、市民活動に係る諸手続きのサポート、印刷機器の貸出等を通して支援を行った。 センター登録331団体
		性の多様性に関する理解促進と実態把握	性の多様性に関する講座の開催やパネル展示、市民向けリーフレットの配布による啓発	男女共同参画センター	・市民向け講座と学校職員向け講座を各1回実施した。また、センターに性の多様性に関するコーナーを常設し、関連図書の実態やリーフレット作成なども行い、啓発を図った。	
			性の多様性への理解の促進	・多様性についての学習及び学校教育における個別的支援	学校教育課	・個別の状況に応じた適切な支援を実施できるように努めている。また、校長会、教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育を推進している。
			申請書等の性別記載欄の見直し	全庁	継続して見直しを行う。	
			性の多様性に関する実態把握	・当事者及び関係者の悩みや要望の把握 ・パートナーシップ制度など先進的取組みに関する調査研究	男女共同参画センター	・性的マイノリティ当事者への聴き取り調査（当事者：4名、当事者の家族：2名）を実施した。

※ 令和4年度新たに実施した事務事業

施策の方向	具体的施策	担当課	令和4年度実施事務事業
暴力の根絶に向けた意識づくりの促進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	母子保健課	妊娠7～8か月の妊婦に対して、アンケートを実施し、必要時面談の実施。

4 審議会等（法令及び条例に基づく附属機関）の女性委員割合

【※区分A（市の裁量あり）…公募、担当部署による選任 区分B…団体への依頼、関係団体】

No.	担当課等	審議会等の名称	任期満了	委員（人）		女性委員（人）		参画率（%）	充て職除く	前回調査充て職除く（%）
				総数	充て職除く	委員数	充て職除く			
				区分	区分	区分	区分			
1	総務課	山形市名誉市民選考審査会		(必要時委嘱)						
2	職員課	山形市特別職報酬等審議会		(必要時委嘱)						
3	行政経営課	山形市行政不服審査会	R7.5.31	5	5	1	1	20.0	20.0	20.0
4	防災対策課	山形市防災会議	R6.3.31	※54	23	6	3	9.3	13.0	13.0
5	防災対策課	山形市国民保護協議会	R6.3.31	※57	26	4	1	7.0	3.8	3.8
総務部計				※16	54	10	5	8.6	9.3	9.3
6	文化創造都市課	山形市文化財保護委員会	R7.5.31	7	7	2	2	28.6	28.6	42.9
7	文化創造都市課	山形市郷土館運営協議会	R5.3.31	8	6	3	3	37.5	50.0	50.0
8	男女共同参画センター	山形市男女共同参画審議会	R5.3.31	15	13	10	8	66.7	61.5	61.5
9	男女共同参画センター	山形市男女共同参画センター運営委員会	R6.3.31	11	11	7	7	63.6	63.6	63.6
10	スポーツ課	山形市スポーツ推進審議会	R5.3.31	10	10	3	3	30.0	30.0	40.0
企画調整部計				51	47	25	23	49.0	48.9	53.2
11	市民課	山形市住居表示委員会	R5.7.23	9	4	2	1	22.2	25.0	25.0
12	市民課	山形市交通安全対策会議	任期無	20	3	3	1	15.0	33.3	33.3
13	消費生活センター	山形市消費生活審議会	R5.3.31	10	9	5	5	50.0	55.6	55.6
14	市民相談課	山形市個人情報保護制度運営審議会	R6.12.7	10	10	6	6	60.0	60.0	60.0
15	市民相談課	山形市情報公開・個人情報保護審査会	R6.6.30	5	5	2	2	40.0	40.0	40.0
16	国民健康保険課	山形市国民健康保険運営協議会	R7.8.9	14	11	5	5	35.7	45.5	38.5
市民生活部計				68	42	23	20	33.8	47.6	43.8
17	母子保健課	山形市予防接種健康被害調査委員会	R5.9.21	6	4	1	1	16.7	25.0	25.0
18	健康増進課	山形市感染症診査協議会	R5.3.31	8	8	1	1	12.5	12.5	12.5
健康医療部計				14	12	2	2	14.3	16.7	16.7
19	環境課	山形市環境審議会	R5.12.20	19	14	7	7	36.8	50.0	38.9
20	環境課	山形市空き缶等散乱防止審査会		(必要時委嘱)						
21	ごみ減量推進課	山形市清掃問題審議会	R5.3.31	12	11	5	5	41.7	45.5	45.5
環境部計				31	25	12	12	38.7	48.0	41.4

4 審議会等（法令及び条例に基づく附属機関）の女性委員割合

【※区分A（市の裁量あり）…公募、担当部署による選任 区分B…団体への依頼、関係団体】

No.	担当課等	審議会等の名称	任期満了	委員（人）		女性委員（人）		参画率（%）	充て職除く	前回調査充て職除く（%）				
				総数	充て職除く		委員数				充て職除く			
					区分A	区分B					区分A	区分B		
22	生活福祉課	山形市社会福祉審議会	R7.3.31	35	35	6	29	11	11	2	9	31.4	31.4	36.8
23	生活福祉課	山形市民生委員推薦会	R7.9.30	14	10	2	8	4	3	1	2	28.6	30.0	40.0
24	長寿支援課	山形市老人ホーム入所判定委員会	R5.3.31	5	3	0	3	1	1	0	1	20.0	33.3	33.3
25	介護保険課	山形市介護認定審査会	R5.3.31	84	84	0	84	26	26	0	26	31.0	31.0	31.0
26	障がい福祉課	山形市障害支援区分判定審査会	R5.3.31	24	24	0	24	8	8	0	8	33.3	33.3	37.5
27	福祉文化センター	山形市働く女性の家運営委員会	R6.3.31	9	6	4	2	5	4	4	0	55.6	66.7	71.4
福祉推進部計				171	162	12	150	55	53	7	46	32.2	32.7	35.5
28	こども未来課	山形市子ども・子育て会議	R5.12.23	20	20	0	20	8	8	0	8	40.0	40.0	45.0
こども未来部計				20	20	0	20	8	8	0	8	40.0	40.0	45.0
29	森林整備課	山形市森林整備推進協議会	R5.7.4	15	12	0	12	5	5	0	5	33.3	41.7	38.5
30	地方卸売市場管理事務所	山形市公設地方卸売市場取引委員会	R6.3.31	14	13	0	13	1	0	0	0	7.1	0.0	0.0
農林部計				29	25	0	25	6	5	0	5	20.7	20.0	19.2
31	まちづくり政策課	山形市都市計画審議会	R5.6.30	18	12	5	7	4	4	2	2	22.2	33.3	25.0
32	まちづくり政策課	山形市開発審査会	R5.4.30	7	7	4	3	3	3	1	2	42.9	42.9	42.9
33	まちなみデザイン課	山形市景観審議会	R5.6.30	15	12	0	12	5	5	0	5	33.3	41.7	41.7
34	建築指導課	山形市建築審査会	R5.9.17	7	6	2	4	2	2	1	1	28.6	33.3	33.3
まちづくり政策部計				47	37	15	22	14	14	5	9	29.8	37.8	34.1
35	河川整備課	山形市水防協議会	任期無	※28	9	0	9	3	2	0	2	10.7	22.2	28.6
36	道路維持課	山形市自転車等駐車対策協議会	R5.7.4	14	11	1	10	1	1	0	1	7.1	9.1	9.1
都市整備部計				※42	20	1	19	4	3	0	3	9.5	15.0	16.7
37	学校教育課	山形市総合学習センター運営協議会	R5.5.18	10	9	6	3	3	3	2	1	30.0	33.3	30.0
38	社会教育青少年課	山形市社会教育委員	R5.3.31	15	13	5	8	6	5	1	4	40.0	38.5	40.0
39	社会教育青少年課	山形市青少年問題協議会	R6.3.31	※26	12	0	12	4	3	0	3	15.4	25.0	26.7
40	少年自然の家	山形市少年自然の家運営協議会	R5.3.31	10	8	2	6	2	2	0	2	20.0	25.0	25.0
41	図書館	山形市立図書館協議会	R5.3.31	12	9	3	6	5	5	3	2	41.7	55.6	55.6
教育委員会計				※73	51	16	35	20	18	6	12	27.4	35.3	35.1
合計				※662	495	75	420	179	163	28	135	27.0	32.9	33.8

注) ※は市長を除いた委員総数

「Women's Campus山形」事業実施状況について

1. 令和5年度参加者(2期生)のこれまでの活動状況

- ・募集定員20名(申込者22名、決定20名)
- ・現在、5班19名(決定者のうち1名、開始後辞退)で活動中。19名のうち企業派遣13名
- ・取組テーマは若年女性の地元定着、企業内のDX推進、企業内における女性活躍、その他女性活躍推進
- ・各班テーマに基づき、ActionDay(=自ら企画した内容を実行)に向けて準備中



2. 2期生活動発表会

- ・令和6年1月25日(木) 15:00~17:00
市総合福祉センター 2階交流ホール

3. 令和4年度参加者(1期生)の活動状況

- ・メンバーを変更しつつ、Action を実施
- ・5名が2期生各班のメンターとして活動
- ・市の審議会等委員への参画、出前講座等における講師としての活動
- ・令和6年2月16日(金)に2期生など関係者を集め、発表会を実施

4. 1・2期生の Action

令和5年12月13日現在

期/グループ名	取組テーマ	アクション内容	実施日程	実施場所	対象者	参加者	
2期生	1班	若年女性の地元定着	女子高校生と山形県内企業の若手社員との交流イベント	12/16(土) 14:00~16:00	リージャス山形駅前	女子高校生 20名	名
	2班	企業内DXの推進	働きやすい職場環境の構築に向けた企業DX実現に関するワークショップ	11/16(木) 13:30~16:30	ファーラ	県内企業社員 20名	12名
	3班	その他女性活躍推進	育休中の夫婦に向けた産後ケア体験の実施	1/13(土)	ファーラ	山形市在住の夫婦 6組	名
	4班	企業内における女性活躍	アンコンシャスバイアスを認識し、上司・女性部下の信頼関係を構築するためのワークショップ	12/8(金) 15:00~17:00	ファーラ	市内企業の上司と部下 10組	16名
	5班	その他女性活躍推進	自分を知り、働きやすい・生きやすいを生み出すワークショップ	11/20(月) 13:00~15:00	榊プライムゲート	県内女性 20名	14名
1期生	orada		独身男性向けの内面・外面の魅力アップ講座	8/29(日)ほか 全7回	ファーラほか	県内男性 5名	4名
	mohala		仕事や家事、育児で忙しい女性たちが、やりたいことに向けて一歩を踏み出すためのスキルアップワークショップ	12/1(金) 13:00~15:00	おふるCafe ゆさ	県内女性 20名	19名
	こども会議		放課後や休みの日に何をしたいかを小学生が自由に考え、対話し、企画するイベント	10/29(日) 9:30~11:30	南沼原コミュニティセンター	小学生 30名	11名
			「こども会議」で決まった企画を実行	12/17(日) 9:00~16:00			名
こめラボ		食育を目的とする米をテーマとしたイベント(田植え・稲刈り等体験は終了)	11/23(木・祝) 11:30~12:10	コパル	小学生+コパル来館者	名	

山形に住む 女子高校生と
山形で働く 若手女性社員の

CHRISTMAS PARTY

クリスマスパーティー

12/16 SAT. 14:00-16:00
@リージャス山形駅前センター

進路を考え始めた女子高校生のみならず、
進路のことを将来のこと
山形で働く先輩にきいてみませんか？
きっと将来を考える第一歩になるはず！

参加無料
先着20名
限定

山形県産地
YAMAGATAみらい産直会館
プレゼント！

お友達との
参加も◎

スイーツ付き！

部活帰り
にもぜひ！

詳しくは裏面へ▶

主催：まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形／山形市

山形に住む 女子高校生と
山形で働く 若手女性社員の

CHRISTMAS PARTY

クリスマスパーティー

こんな先輩が参加します！

《パレスグランテール 企画課》
宮本みなみさん

《旅館古室 グランピング事業》
寺奇業成美さん

《旅館古室 人専》
佐藤さやかさん

《東北電化工業 人事務務部》
菊地美咲さん

《山形市 高工観光部ブランド戦略課》
寺澤裕夏さん

こんなあなたにおすすめ！

- ✓ 進路を考え始めたけど、何から調べたらいいかわからない…
- ✓ 山形でどんな仕事・働き方ができるのを知りたい
- ✓ スイーツが食べたい！

イベント詳細

対象	山形市内の高校に通っているまたは山形市内に住んでいる女子高校生
持ち物	筆記用具、ノート
服装	自由
場所	リージャス山形駅前センター (山形市幸町2-9)

お申込み方法

お申込みは
こちらから

※20名に達し次第受付終了

〇お問合せ先：womenscampus0201@gmail.com
〇主催：まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形／山形市
「まち、わたし、きらめくWomen's Campus(1期)」は、山形の女性が
集まり、つながり、「女性活躍くまも山形」と目指す山形市のプロジェクトです

参加
無料

働きやすい職場環境の構築に向けて

企業DX実現に向けた 意識改革セミナー

こんな悩みありませんか

- ✓ 職場でのDX活用に漠然とした不安がある
- ✓ DXを活用して業務効率化を進めたいが周りの理解をなかなか得られない

企業にお勤めの方、個人事業主の方
どなたでもご参加大歓迎!

当日の内容

- ①自己紹介
アイスブレイク
- ②講師による
「アンコンシャスバイアスセミナー」
(30分)
- ③意識改革
ワークショップ
(60分)

日時

2023.11.16 木

13:30~16:30

受付:13:10より開始

会場

山形市男女共同参画センター・ファール5階
研修室(研修室2)
〒990-0432
山形県山形市城西町2丁目2-22

定員

20名

参加料

無料

講師

GREEN & HEART 代表
齊藤 ひろ美 さん
産業カウンセラー
コミュニケーションコーディネーター
山形・村山地区を拠点に活動している
一人一人のやる気を生かす職場環境改善のプロ



お申し込み

2次元コードよりお申込みください

申込×切:2023年11月13日(月)

*定員に達し次第、受付終了とさせていただきます

【主催】 まち、わたし、きらめくWOMEN'S CAMPUS山形(第二グループ)/山形市



~積極的な産休♥育休活動~



夫婦共同プロジェクト

たまには
二人で
話してみない?



定員5組
ご夫婦で
ご参加ください

※お子様は託児をご利用ください

カリキュラム

- ①夫婦で取り組むからだのケア
- ②パートナーシップを深めるシェアワーク
- ③産後セルフケアを知って豊かな人生作り

1.13 土

10:00-12:00

参加費:無料

無料

託児あり

会場: 山形市男女共同参画センター・ファール5階 研修室2
山形市城西町2-2-22

持ち物など: 飲み物、タオル、動きやすい服装
2次元コードからお申込みください⇒

<https://forms.office.com/r/HwvhmQWA2T>

申込×切: 2023年12月27日 (先着順)



井上由梨絵 さん
理学療法士
ヨガインストラクター
四姉妹の母



星蘭真弓 さん
心理カウンセラー
メンタルヘルストレーナー
産後セルフケアアドバイザー

主催: まち、わたし、きらめくWOMEN'S CAMPUS山形(第三グループ)・山形市



みんなが輝ける職場づくりのための 意識改革セミナー

12月8日 金
15:00~17:00

定員 20名
若手や女性社員とのコミュニケーションに
課題を感じている方におすすめです

参加費
無料

山形市男女共同参画センター・ファラ5階 研修室2
山形市城西町2丁目2-22

第1部 アンコンシャスバイアスとは

第2部 実際の事例について考える
ワークショップ

講師



合同会社work life shift 代表
伊藤 麻衣子さん

人材採用・育成、組織開発、女性活躍推進、働き方改革等のコンサルタント。
大学卒業後、富士電機(株)で国際営業を担当後、NPO法人ETICで若者の就業支援等に取り組む。2014年に米国から福岡市に移住し、ベンチャーの立ち上げ等に従事後、帰国。それぞれの組織の強みや課題に寄り添ったコンサルティングを行う。

お申込み 2次元コードよりお申し込みください

申込締切: ※定員に達し次第、受付終了とさせていただきます

【主催】まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形(第4グループ)/山形市



参加
無料

働いている方
産休・育休中の方
管理職の方
休職中の方
どなたでも大歓迎!

お子様連れも大歓迎☆

自分も周りも変わる
ほんのちよっとしたこと

新時代の 「働き方」の作り方

11月20日 MON

13:00~15:00

会場 (株)プライムゲート内
カンファレンスルーム
(山形市流通センター1-16-2)

参加無料 定員12名

講師紹介



心療セラピスト
看護師・保健師 花音 *kanon さん
「生きていることが嬉しい、そう感じて生きる人をひとりでも多い社会へ」を理念とし、山形市内でカウンセリングサロンを主宰。メンタルから自分らしい生き方、働き方を探索・サポートしている。

当日の内容

- ①自己紹介
アイスブレイク
- ②アンコンシャスバイアスから学ぶ!
コミュニケーション講座
- ③自分を知り、新時代の「働きやすい」
(=生きやすい)を生み出すワークショップ

●女性・男性・育休中・フリーランス・管理職などバックグラウンド
問わず働き方や生き方にモヤモヤ、普段言えない悩みや困りごとがある方へ

●アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)のカタチを知り、
コミュニケーションに生かすことで、業務や仕事のやりがい、働きやすさ、
生きやすさ、自己実現のスピードがグッとUP☆

●山形市人気のカフェ「スロージム」さんのスイーツをいただきながら
フレックスタイムで働き方の可能性が広がる!
大人気のカヌレも含めたスイーツセットをご用意いたします



お問い合わせ先
gohan.yamagata.55@gmail.com

主催 / ごほん
(まち、わたし、きらめくWomen's Campus山形 / 山形市)

ご応募はこちらから→

定員に達し次第、
受付終了とさせていただきます。



あなたはまだ気づいていない？

潜在的な魅力を引き出す7つのステップ&婚活パーティー

7つの講座を通して様々な知識・体験を得ることで自分自身の魅力に気づき、今以上に素敵な男性になりませんか？外見・内面ともに魅力的になった後は婚活パーティーに参加していただきます。

対象者：20代～40代の独身男性
 参加資格：下記日程 全てに参加できる方
 募集人数：5名
 会費：講座ごとに～1000円程度
 会場：山形市男女共同参画センター ファーラ（予定）

<具体的な内容とスケジュール>

8月20日(日) オリエンテーション
 8月27日(日) ①続けてコミット！フィットネスで心も体もトレーニング
 9月10日(日) ②魅力的なコミュニケーション講座
 10月1日(日) ③バランスの良い食事の栄養学&肌診断で見た目の魅力もアップ！
 10月15日(日) ④美しさを感じ心が豊かになるフラワーアレンジメント
 10月29日(日) ⑤似合う色で魅力が増加！？コーディネート術
 11月12日(日) ⑥素敵にチェンジ！魅力度アップのフィットネス
 11月26日(日) ⑦魅力があふれるコミュニケーション実践会
 12月10日(日) 婚活パーティー

※オリエンテーションと7つの講座はすべて午前中におこなう予定です。
 ※講座の内容は変更になる場合がございます。
 ※婚活パーティーの詳細は参加者様のみにお伝えします。

主催：Woman's Campus 山形1期生
 お問い合わせ：gentleman.yamagata@gmail.com

女性スキルアップワークショップ



— うれしい特典 —

おふるcafé yusa
 フリータイム付き！
 (※通常1,408円)

※参加者の方は10:30から入館可能！
 ワークショップ時間はフリータイムで
 最長22:00までおふるcafé yusaを
 利用できます！

12.1 金

13:00 - 15:00

自分時間を作るには正しいやり方がある！

私の「やりたい！」を叶える方程式

- 仕事や家事・育児と何かと忙しい女性たちへ
 自身も2児の母であるウーマンライフプロデューサーが
 “やりたいこと”を叶えるための方程式（自分時間の作り方）を
 ワークショップ形式で実践的に教えます！
- 「自分時間の作り方」を知るとやるべきことが明確に！
 仕事や勉強はもちろん、家事や育児の効率もUP！

こんな方におすすめ

- ✓ 何かはじめてみたいけどなかなかスタートできない・
 始めたことをもっと加速させたい
- ✓ やりたいことは沢山あるのに優先順位が決まらない
- ✓ もっと自分のやりたいことに時間を使えるになりたい

mohala（モハラ）は
 山形の女性の「やりたい！」を
 叶える為のファーストステップ
 をサポートしています。
 お気軽に参加ください！



場所

おふるcafé yusa

山形市大字藤沢819-2（瀬沢温泉悠湯の湯ゆき内）

参加費

1,000円

※おふるcafé yusa
 フリータイム利用付でお得！

講師紹介

ウーマンライフ
 プロデューサー

三浦 恵 さん



「女性が望んだときに望んだ未来を自分の
 手で掴む」を信条とし、東北を中心に
 女性のカラダコビジネスの可能性を
 探求・サポートを行っている2児の母

理想の冬休みを考えよう！
やまがたこども会議

どんな自分でいたい、放課後や休みの日に何をしたいか
自由に考え対話をする「こども会議」を行います！

今回は『冬休みの1日』を自由に考え企画！
⇒そしてみんなで実行してみよう！

こども会議の日：10月29日（日）
午前9:30～11:30
考えたことをやってみる日（よてい）
12月17日（日）

※こども会議と企画実行日の両日の参加を原則とします。企画によっては、実行日までのあいだに準備の日が発生する可能性があります。こども会議のみの参加についてはご相談ください。
※両日ともに親御さんの見学は可能ですが、子どもたちが主体的に活動できる環境づくりにご協力ください。

- ・場所：山形市南沼原コミュニティセンター（研修室1・2）
- ・参加費：無料
- ・対象：小学生全学年 ・定員：30名程度
- ・申込方法：専用申込フォームまたは下記メールアドレスへ
- ・申込締切：10月21日（土）
- ・問い合わせ先：yamagatakodomomt@gmail.com

グループリーダーも
同時募集！

申込フォーム



主催：やまがたこども会議実行委員会（Women's campus山形）／山形市

第2回 こめラボ in コバル

だいしゅう かく さい

秋の大収穫祭！

11/23（木）11:30～12:10

集合場所：コバル屋外広場【ゆめのひろば】

※雨天時：バリアフリー駐車場側の軒下で開催

予約不要
無料

・・・こめラボとは・・・

山形県の主要な産物であるお米をテーマとし、稲からおいしいごはんになる過程を学び、実態に見たり、食べたりすることで子どもたちが食に興味を持つことを目的とし活動しています。

11:30～11:50

クイズ大会

対象：お子さま

お米についてクイズで
楽しく学ぼう！

11:50～12:10

【むかしなつかしい！】
おもちまき

対象：どなたでも参加OK

持ち物：お餅を入れる袋

山形のお米で作った
美味しいお餅を食べよう！



はながたべこちゃんも
登場するよ！みんな、
遊びにきてね！

- 個人情報取扱いに関して—
- ・収集した個人情報は本イベントの目的のみに使用します。
- 本イベントに関して—
- ・記録のため写真撮影を行わせていただきます。
 - ・イベント終了後、感想をお伺いする場合がございます。
 - ・配布するお餅は数に限りがございます。

山形市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策等（第9条―第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条―第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。
- (3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- (3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決

定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- (5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- (7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募により選出された者
- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べるることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(山形市男女共同参画推進協議会条例の廃止)

2 山形市男女共同参画推進協議会条例(平成3年市条例第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき定められている第2次山形市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の山形市男女共同参画推進協議会条例第4条第2項の規定により委嘱されている山形市男女共同参画推進協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、それぞれ第22条第2項の規定により委嘱された審議会の委員とみなす。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]